

# 令和 8 年度園芸産地マネージャー養成事業 J A えちご上越日本なし研究会 伴走型支援委託業務プロポーザル募集要領

## 1 趣旨

この要領は、新潟県が令和 8 年度園芸産地マネージャー養成事業 J A えちご上越日本なし研究会への伴走型支援に関する委託業務を委託するにあたり、受託業者を公募型プロポーザル方式によって選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

J A えちご上越日本なし研究会の「新碧」の販売戦略策定における伴走型支援

### (2) 目的

糸魚川市は少量多品目で園芸産地発展ビジョンを策定し、販売額 30%以上アップを目指し、産地の生産振興に取り組んでいる。その取組の中で、令和 5 年から新潟県育成の日本なし「新碧」の産地化を進めており、令和 10 年の本格販売開始に向けた取組が必要となっている。

そのため、「ブランド化」や「販売戦略」の手法について外部専門家からの作成指導を受け、産地の取組を検討するとともに、産地支援チームのマネジメント能力の向上を図る。

### (3) 業務内容 別紙「委託業務仕様書」のとおり

### (4) 委託期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

## 3 見積限度額

850,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託事業の実施に必要な費用を全て含むものとする。

## 4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例第 2 条に定める暴力団、暴力団員またはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

## 5 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

### (1) 参加申込

- ア 提出書類 別紙様式1「参加申込書」
- イ 期 限 令和8年8月5日（水）17時（必着）
- ウ 申込み先 「13 問合せ先」に同じ
- エ 提出方法 持参、郵送又は電子メール

※郵送の場合は、別途電話により提出した旨を連絡すること。

※電子メールで提出する場合は、件名を「令和8年度園芸産地マネージャー養成事業JAえちご上越日本なし研究会伴走型支援業務に関する参加申込書」とすること。

### (2) 参加資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和8年8月7日（金）までに提案資格の確認結果の通知を電子メールで行う。

### (3) 参加申込後の辞退

参加申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、参加辞退届（様式任意）を持参または郵送にて提出すること。

## 6 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

募集要領についての質問は下記により行うこと。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

### (1) 質問の受付

- ア 提出書類 別紙様式2「質問書」
- イ 期 限 令和8年7月24日（金）17時（必着）
- ウ 提出先 「13 問合せ先」に同じ
- エ 提出方法 持参、郵送又は電子メール

※郵送の場合は、別途電話により提出した旨を連絡すること。

※電子メールで提出する場合は、件名を「令和8年度園芸産地マネージャー養成事業JAえちご上越日本なし研究会伴走型支援に関する質問書」とすること。

### (2) 質問に対する回答

- ア 期 日 令和8年7月31日（金）
- イ 方 法 新潟県ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

## 7 企画提案書の作成要領

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）

（ア）別紙「業務委託仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること。

- ① 具体的な取組内容
- ② 実施スケジュール
- ③ 体制（業務に係るスタッフ、体制図を記載すること。なお、業務の一部を外部の別会社に委託する場合は、その会社名、責任者名を記載すること。）

（イ）企画提案書は、日本工業規格A列4番の横向き（上下開き）とし、左横書きで記載する

こととし、表紙に「令和８年度園芸産地マネージャー養成事業ＪＡえちご上越日本なし研究会の「新碧」販売戦略策定における伴走型支援企画提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。

(ウ) 参加者は、１つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。また、提出資料は一切返還しない。

イ 別紙様式３「事業者概要書」及び事業者パンフレット等 ６部（正本１部、副本５部）

ウ 別紙様式４「類似業務実績一覧表」 ６部（正本１部、副本５部）

エ 見積書（任意様式） ６部（正本１部、副本５部）

(ア) 見積の総額及び経費内訳についてできるだけ具体的に記載すること。

(イ) 見積書には、発行責任者及び担当者の役職・氏名・連絡先（電話番号）を記載すること。

(ウ) 宛先は、「新潟県知事 花角英世」とすること。

## (２) 提出期限等

ア 期 限 令和８年８月１８日（火）１７時（必着）

イ 提 出 先 「１３ 問合せ先」に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、別途電話により提出した旨を連絡すること。

## (３) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

# ８ 審査方法

## (１) 審査方法

以下（２）に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された企画提案書等及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

## (２) 評価基準

| 審査項目  | 審査の視点                                                         | 配点  |
|-------|---------------------------------------------------------------|-----|
| 基本方針  | 業務の目的について十分理解した上で、産地チーム員のマネジメント能力の向上が期待できる取組となっているか。          | 10  |
| 企画の内容 | 産地支援チームへのサポート等が充実しており、効果的な「ブランド化戦略」、「販売戦略」の作成が期待できる内容となっているか。 | 25  |
|       | 戦略を実施するために必要な取組が具体的に提案されているか。                                 | 25  |
| 実施体制  | 提案内容を確実に実施できる体制が構築されているか。                                     | 10  |
| 業務実績  | 今回の業務を実施する上で豊富な経験を有しているか。本業務と類似する業務実績及びノウハウを有しているか。           | 20  |
| その他   | 適切な実施スケジュールが設定されているか。見積額は算定根拠が示され、提案内容に対して適正と判断できるものか。        | 10  |
| 合 計 点 |                                                               | 100 |

# ９ 審査結果の通知

審査結果通知は電子メールにより全ての事業者に行う。

## 10 契約の締結

- (1) 県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と、企画提案書等の内容をもとに具体的な協議を行った上で、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。
- (2) 事業者は、契約の締結に際して「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。
- (3) 最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 11 スケジュール（予定）

| 内容              | 実施日                   |
|-----------------|-----------------------|
| 7月17日（金）        | 募集公示（新潟県ホームページ掲載）     |
| 7月24日（金）17時     | 質問書の提出期限              |
| 7月31日（金）        | 質問に対する回答（新潟県ホームページ掲載） |
| 8月5日（水）17時      | 参加申込締切                |
| 8月7日（金）         | 参加資格の確認結果通知           |
| 8月18日（火）17時     | 企画提案書等の提出期限           |
| 8月19日（水）～24日（月） | 審査（予定）                |
| 8月25日（火）        | 委託事業者決定（予定）           |

## 12 その他

- (1) 企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 失格事項  
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。  
ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者  
イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者  
ウ 期限後に企画提案書等を提出した者

## 13 問合せ先（照会先及び書類提出先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県農林水産部農産園芸課園芸拡大推進室 赤澤、吉川

T E L : 025-280-5403

E-mail : ngt060030@pref.niigata.lg.jp

参考：地方自治法施行令

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。